

別記第三十一号の四様式(第七条、第二十条、第四十四条関係)

日本国政府法務省

指 定 書

DESIGNATION

氏 名
Name

CAO VAN QUOC

国籍・地域
Nationality/Region

ベトナム

出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の
特定技能の項の下欄第1号の規定に基づき、同号
に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関
及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関

氏名又は名称: 株式会社北大阪テック

所在地: 大阪府高槻市柱本1丁目1番3号

・特定産業分野 建設



日本国法務大臣
MINISTER OF JUSTICE JAPANESE GOVERNMENT